

Title	Magna Cartaをめぐる二三の問題(下)
Sub Title	The transformation of English feudalism in the early thirteenth century (II)
Author	森岡, 敬一郎(Morioka, Keiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1964
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.37, No.2 (1964. 8) ,p.67(183)- 83(199)
JaLC DOI	
Abstract	In this brief article, the writer on the analysis of some articles of Magna Carta, intended to make clear how the English Feudalism changed in its structure from its beginnings to this time. Special attentions were paid to the following. 1. The process through which the lords was losing the power of control over their vassals. 2. Some characteristics of Baronial Revolt which lead to the promulgation of Magna Carta. 3. The new tendency in the legal and political, thought in this period which played an important role in the making of Magna Carta.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19640800-0067">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19640800-0067</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## Magna Carta をめぐる二二三の問題(下)

森岡敬一郎

### 六

以上の記述によつて、「封建関係」が政治社会の構成員としての力を著しく弱めて来たことは明らかにされたと思う。一方、イングランドの王権は、単に「封建関係」のみではなく、アングロ・サクソン時代より継承した shire-hundred 制度なる地方自治組織を通して広く自由人一般との結付きを有していたことは周知の所であろう。しかも、この王権は、Henry II 以来、baron の下屬封臣への支配力の減退と平行して強化されて来た時、この国王の自由人一般との結付きは更に又進展を見せて来る。封建的秩序の最底辺を形成する knight 層は、封関係による規制力の弱化によつて、上級封主からの「封関係」を通じての規制が弱まり自主性を得ると共に、国権の強化に伴つてそれだけ舞台の広がった地方自治体に吸収されて行くことにならう。こうした王権の強化、又それと shire 制度を介しての自由民、特に knight 層との関係、又、更には、この時期に於ける税制の変化といった諸点については、又稿を改めて論じなければならぬが、ただここに於いては、knight 層を中心とする自由人との、古い自治体を介しての国王の結付きが充分に発展して行くための一つの有利な条件として、前節までに述べて来た封建的 nexus の解体化のあつたことを指摘するにとどめよう。<sup>(1)</sup>

扱、ここで次に考えるべきは、Magna Carta が国王によつて承認せられた前後の事情である、一二〇四年には Nor-

mandy を、一二〇五年には Anjou を、一二〇六年には Brittany を失った John の対フランス政策に於ける失敗、一二〇七年から一二一三年に至る間の Canterbury 大司教の選挙をめぐるイングランド教会、及び教皇 Innocent III との衝突、フランスに於ける失地恢復のための戦費調達のために行つた封建的慣習を犯しての恣意的な aids・relief 或はその他の所謂 *fendal incidents* 「封建的付帯義務」の賦課、恣意的な *fine* の徴収、こうしたものが、全て Magna Carta を国王から獲得すべく baron 層を動かした直接的原因であつたことは疑がない。しかしこの背後には、単に彼自身の間で失政のみではなく、Henry II 以来の Anjou 朝の政策の累積的な結果がこのような形になつて現われて来ることになつたと考えるべき点もあるのである。<sup>(2)(3)</sup>(この問題については後日稿を改めて論じたい。)ともかく、国王に対する baron の反抗が極めて明瞭な形をとつて来るのは一二一三年からである。この年、John は Otto と結んで対フランス戦線組織したが、海外に於いて戦うことを拒否する北部諸州の諸侯 (*barones Northanhumbrenses, Norenses*) の反対のために、この企図は挫折して了つた。この叛乱は Stephen Langton の仲介により調停に達し、(十一月) John は遂にフランスに出陣するを得たが、Bouvines に於ける敗戦によつて彼の失地恢復の希望は全く打破されて了つた。この間に、イングランド国内に於ける国王に反抗の勢力は次第に弘つて行つた。これらは主として北方の barons を中心とするものであつた。彼等は Stamford に集り、又中部その他の諸 shire の barons も加入することになつた。一二一五年春に至ると叛徒は Northampton を経て Brackley に至り、ここで正式に国王に対する *diffidatio* を行ひ、五月一七日にはロンドンに入つてゐる。やがて、海外からの傭兵に依存し、Windsor に本拠を置く国王と、Staines に陣どる叛徒との間に妥協が成立し、六月一五日に Runnymede に於いて両者は会同し、barons の要求を記した文書 (the Article of the Barons) を国王が認め、それに若干の修正が加えられて、六月一九日に Magna Carta が正式

に完成を見たのであつた。<sup>(4)</sup> 叛乱の中心となつたのは北方の barons <sup>(5)</sup> (Eustace de Vesci, William de Mowbray, Peter de Brus, Richard de Percy 等を中心とする) であつたし、彼等は Magna Carta の発布以後も国王に対する叛抗を続行して行くのである。彼等は、この以後は国王がむしろ Magna Carta に基いて平和の維持を図るのに対して、Philippe Auguste と結んで徹底的に国王の排撃をも企てる。この急進分子の行動の間 Stunford の集会の頃から国王に対する反対運動に加わつた南方の諸侯の多くが彼等から離叛することになつた。この事実が何を意味するか考へて見たい。

一般にイングランド北部は、南部に比して後進地域であり、R. S. Smith が Blackburnshire (Department of English Local History, Occasional Papers, No. 15) (1961) に於いて明らかにしているように、古い前時代的な制度が長く残存していた程であつたのみならず、スコットランドとに対する防衛の必要からも、強大な領主権が故意に設けられていた。一般に、北部イングランドの諸侯は demesne 保有の割合が多く、かつ、後の Quo Warranto の調査によつても判るように、広範な franchise を与えられていた。要するに、前節までに記して来た封建制度の進化が南部に於けるよりもおそかつたと見られる。換言すれば、baron の権力そのものが強大であり、その下屬封臣に対する支配力の弱体化が進んでい<sup>(7)</sup>なかつた。更に Holt の指摘する所によれば、王権がこの地域に密接な交渉を持つに至り、南部に於いて進行していた国王の行政体制にこの地域を編入する本格的な努力が始つたのは、正に John の治世の頃からであつたと言われている。<sup>(8)</sup> この頃、北部イングランド諸侯が特に顯著に裁判関係の文書に現われて来るのは、この国王の政策と彼等の利害が著しく対立し衝突したためであり、このことが彼等をして国王に対する反抗運動の始源力となり又徹底的な分子となるように導いた大きな原因であつたのであろう。しかし Magna Carta に対する彼等のあり方、或は

換言すれば、伸張しつつある王権に対する彼等の依存度が、封建的 *nexus* の分解の程度の差の故に、南部の *baron* と相違していた点にも、彼等の行動を極めて尖鋭ならしめた一因があるのではなからうか。

*Magna Carta* の内容の大部分である封建諸義務に関する規定は、個々の条文の文言に従う限りに於いては、国王と国王直属封臣との関係を規定したものであつたが、第一条に「……以下に列挙する自由の全てを、朕の王国の全自由人、およびその相続人が朕及び朕の相続人から保有保持すべきものとして、彼等に賦与した」ものであるとしてゐる規定は、当然全条頃に及びべきものと思われるから、諸規定は、適用され得べきものについては、国王・国王直属封臣の規定が、直属封臣とその下屬封臣との間にも適用されるべきものと考えられていたものと思われる。

封建的 *nexus* の弱体化は、封主の支配力の弱体化を来たし、更には、封主が下封した封土に有する権利である *service* の徴収をも極めて困難にしたものようである。例えば、既に一二〇七年、<sup>(6)</sup>*Norfolk* の *Robert de Mortimer* の封地は、*subinfeudation* の進行のために、義務の負担が不明となり、その調査が国王の裁判所に於いて行われている事実があり、又、一一六六年に国王に一〇 *knight's service* の義務を負つていた *Kentwell* 家は、五 *knight's fee* を下屬封として設定し、五 *knight's service* は *demesne* によつて遂行していた。しかし一二三一年までには、更に五 *knight's fee* が下屬封として設定され、*demesne* の面積は著しく減少し、そのために *Kentwell* 家は貧乏となり国王に対する *scutage* と *fine* の支払にも窮し、かつ国王より多くの負債を負うことになつたのみならず、彼の下屬封臣から封建的諸義務を徴収することが不可能となり、更に驚くべきことには、誰が彼の封臣であるかが判らなくさへなつてゐる。そしてこの実体の調査が同じく国王の法廷に於いて行われている。この場合注目すべき一例は、*Kentwell* の一の封は *Aubrey de Vere* を経し、*William de Hastings* の手に、この *Hastings* の手を経し、*William de Wicheton*

なる者の手にあつた。国王直属封臣たる Kentwell と demesne とつて保有してゐる William de Wicheton との間  
に二段の中間領主が存在した訳である。こうした複雑な関係に於いて、封主の支配は弱体化し、service の徴収に當つ  
ては国家権力の保証を必要としたのである。

更に、封の demesne としての保有者に移讓権が保証されたことは、結局、移讓に當つて、封主・封臣間の交渉のみ  
によつてそれが解決せられることになる。このような問題は本来は barony の curia の所管事項中最も主要なものであ  
るべきであるが、既に多くの barony に於いては barony の curia は消滅し、結局当事者間の取引ということになる。  
この場合、封臣の移讓権は封主たる国王直属封臣の側からしても封の移讓に関して一定の明確な規程を國家に於いて規  
定し、それが國家権力によつて保証されることが有利であつたのではなかつたのではなからうか。

#### 註

- (1) 国王対 knight の関係については、又別稿に於いて  
取上げたい。この問題については、取敢えず A. B.  
White, Self-Government at the King's Com-  
mand (Mineapolis, 1933) 或は G. Pasquet, The  
Origin of the House of Commons. (trans. by G.  
R. G. D. Laffan) (Cambridge, 1925) 等を参照され  
たい。
- (2) 本稿の冒頭に於いて些か触れた所ではあるが、最近に  
於ける John に対する見方は著しく變つて来た。bar-  
ons の反抗の原因を彼の失政に帰するとしても、より
- (3) 基本的には Anjou 朝の在り方そのものに求めてい  
る。John の人格上の欠点に多くを帰する従来の説に  
対して、Sidney Painter, The Reign of King John  
(Baltimore, 1949) などに代表される新しい見解  
は、最近に於いては畧定説となつたものと思われる。  
(Holt の諸見解を見られたい)。
- 史料的に言えば、従来高く評価されていた Roger  
Wendover 及びそれを伝えた Mathew Paris の St.  
Albans 系の史料が、St. Albans と John との間  
の関係から、多分に John 自身に対して悪意の偏見に  
充ちていることが強調されて、その史料としての価値

が近年低く見られるようになって来た。これに反して Radolphus Coggeshall の Chronicon Anglorum (Rolls Ser. 1870) などが高く評価されて来ている。この Radolphus Coggeshall によれば、「現在の国王 (John) にもつて加わつた諸弊害のみならず、国王の父及び兄が過去に於いてもたらした悪い慣習を廃止せんがために」とあることが注目されている。

(Wendover の Coggeshall の年代記との比較校正をしようとする) F. M. Powicke, "Roger of Wendover and the Coggeshall Chronicle. (E. H. R. xxi (1906) p. 286-296) があるが、最近に於ては V. H. Galbraith が Roger Wendover and Mathew Paris (Glasgow University Publications, LXI, 1944) に於て Roger Wendover の Mathew Paris への関係について詳しく論じている。要するに一般に St. Albans 系の年代記に於ては constitutionalism の傾向が強く、謂はば apologia pro baronibus とも言う得べき共通の性格がある。又特に John 王の治世については Wendover 自身も諸事件をその観察に基づいてはなへ、むしろ執筆当時の風説を基として潤色を加へて St. Albans の伝統的な constitutionalism の立場に合致するものに故

意に悪意に John を描いたものではないとしよう。この最近の評価の一般的傾向もある。)

(4) この部分は Poole, (From Domesday to Magna Carta, 最終章) Richardson and Sayles (Governance of England, pp. 364-394) Holt, (Normans) 等によつて。

尚 Anjou 朝諸君主の王権の超越的傾向については、近く別項に於て論じたが、John の所謂「僭主的」な行為を彼が正当化するのに、Henry II 以来の先例を多く利用してゐることは、彼の「僭主的」行為そのものが、彼の性格そのものと多少関係あるとしても、尚それ以上に、所謂「Angevin Kingship」そのものの性格に根差すものと言つても可い。

(5) H. G. Rihardson and G. O. Sayles, Governance of England (Edinburgh. 1963) の巻末に、両氏の推定した Magna Carta の成立までに至る詳細なクロノロジーが附載されている。

(6) 叛徒は Norenses, Aquilonanes, Northanhumbres, barones Northanhumbriae 等と記されてゐる (Coggeshall, pp. 167, 170, 178-9. Walter Cov. ii. 217. Annales Monastici, iii. p. 40) といふ Holt は指摘している。

- (7) Eustace de Vesci は Northumberland の Alnwick 及び Yorkshire Malton の領主。William de Mowbray の主たる領地は Yorkshire の Thirsk, Kirkby Malzeard, Burton, 及び Lincolnshire の Isle of Axholme 等にあつた。Peter de Brus は Cleveland の Danbry, Skelton の領主。Richard de Percy の主たる領地は Yorkshire にあつた。
- (8) Holt, The Northerners, p. 19.) Holt, The Northerners 第二章 The Northern Barons を見られたらう。
- (9) Holt, 前掲書, 第九章 The Government of the North を参照されたらう。
- (10) S. Painter, Studies, p.

七

更に。barony の立場から考察してみると、又幾つかの注目すべき問題が見出される。即ち、既に Painter が指摘しているように、上述した「封建関係」の諸変化によつて、barony の収入に著しい変動が生じて来た事実である。

各 barony の *servitium debitum* とその経済力との間が必しも比例していなかったのは、イングランドに於ける封建制度の初めから認められるのであるが、一一六〇年以降の baron の財産の消長は、結婚、相続その他による封の併合分割或は国王の愛憎などによつて一層激しさをまし、この不一致は極めて著しいものがある。更に「下屬封臣」に「封」として与えた土地に対する封主の権利の縮小に伴つて、多くの土地を下封した baron と多くの「demesne」を有する baron との間には、経済力の著しい相違が生じたのは当然であらう。

S. Painter の研究に従つて少しくこの点を実例を以つて明らかにして見よう。一〇八六年に William d'Eu はイングランドに於いて八 county に *demesne* として年一六四ポンドの土地、九 county に二四〇ポンドの下封した土地を有し



た他、Marcher Lord として Striguil の城及びその附近に年四〇ポンドの土地を有していた。一一八五年に William d'Eu の土地は没収せられて De Clare 家に移った。この時には既にイングランドの所領は殆んど消失して居り、イングランド内の所領の内残っていたものは、四ポンドの価値の Gloucestershire の一マナーと Hertfordshire の二〇ポンドの収入の一マナーのみであつた。この内前者は Domesday の評価より低く、後者はそれと均しい。これは要するに、これらのマナーが可成り封として下屬封臣に下封されたためである。一方 Striguil, Tidenham, Magor, Uske の各 demesne manor を含む Marcher Land は八五ポンドの収入と評価されている。このために demesne からの収入は一一八五年には、Domesday 当時の一六四ポンドから一〇九ポンドに減少してゐる。Striguil の Honour は一一八九年に Isabel de Clare との結婚によつて William Marshal の手に移つたが、一二四五年には、William の第四子 Walter Marshal が後継者なくして死亡したため、この所領が分割相続されることになつた時、再びその財産の評価が記録されている。これによれば、イングランド内の demesne の価値は一一八五年の二四ポンドから九〇ポンドにまで増加し、Marcher Land については、Caesleon と Trelleck の二領の増加したために、一一八五年の八五ポンドから四五八ポンドに増加してゐる。

又 Berkeley の barony は、一〇八六年には Roger of Berkeley が国王に対して一七〇ポンドの farm を行つてゐる。一一三〇年には、William de Berkeley の farm は二三四ポンドと評価されている。しかしその後 Henry II がこの所領を Berkeley 家から奪つて Robert Fitz Harding に与え、Harding が婚資として二つの領地を分割したり、第二子にも二領地を分割したために、一一九四―五年には彼の所領は九〇ポンド縮少してゐる。次いで約一世紀半後の一三四八年の評価に於いてはそれは五五四ポンドとなつてゐる。

この年代を別にする評価額の変動の意味を正しく理解するには、その間に於ける経済変動という要因を考慮に容れる必要があつて、極めて困難なことではあるが、Striguil の領主たる Clare 家がイングランド内に於ける所領のみに対して六五・五 fee を有し、一方 Berkeley の barony は五人の servitium debitum を負うにすぎず、household knight を以つてこの勤務を遂行し、封を下に設定することがなかつたことは、両者の経済力の増加率の多少に反映しているものと思われる。

又一〇八六年に Knight Gozelin fitz Lambert は、Lincolnshire の国王直属封臣として、三二ポンドの土地を領してい、その内一五ポンドの土地を demesne として、一八ポンドの土地を subinfodation していた。一二世紀には一四・五の servitium debitum が課せられていた。この国王直属封臣の領地は、その本拠の所在地の名によつて Redbourne の barony と称せられていた。一一八五年には、この barony は三つの所領を demesne として有するに過ぎず、その収入は一三ポンド・一六シリングに評価されている。John の治世には、叔母・姪の間に相続争いが起り、姪が勝つたが demesne の大部分を叔父に与えなければならなかつた。そして後に教会への寄進によつて更に demesne の減少を見、一二二二年には Redbourne のマナーが残るのみとなつた。要するに Redbourne の barony は baron たるの政治的発言力を發揮し得ないまでに力を失つたのである。

かくてこれら baron の内、高度の経済力をもつものと、著しく勢力を減じたものとが現われ、彼等が単に国王直属封臣にしてかつ barony の保有者であることが、政治社会に於ける強大な発言力の保証とはなり得なくなつて来たものと思われる。Magna Carta 第一四条の「王国の commune consilium を開催するためには、朕は、大司教、司教、修道院長、アール及び majores barones には、朕の writ に捺印して個別に召集するよう手配する。」「これと並んで

朕より直接に封を受けている全ての者は、*sheriff* 及び *bailiff* によつて総括的に召集されるよう手配する」の規定に見られる所謂 *majores barones* については、種々の見解はあろうが、既に定説とも思われる P. Vinogradoff の古典的見解に従つて、後の House of Lords の議員たるべき、個別に召集される貴族と、House of Commons に編入されるべきものとの区別の方向が、ここに認められたものとすれば、これを「二〇ポンド以上の土地を保有する者」を強制的に騎士とする所謂 *Distreint of Knighthood* や、又、Painter が指摘している *Calender of Close Roll, 1297-1288.* (p. 156, 1288-1296, p. 236-237) その他に見ている *barony* に於いて婚資が設定される場合に、*knighth's fee* を単位としてではなく、土地の貨幣の評価額を基準として分割が行われるに至っている事実とも関聯させて考えるべきことで、社会の基本的構造が、国王に対する「封関係」の親疎によつてよりも、社会内の実力、即ちその基礎たる経済力によつて左右せられることにより大きい新しい型式の政治社会への編成変への一步を踏み出したことを示すものであろう。

註

- (1) S. Painter の計算によれば、Earl of Devon は一〇〇以上の *knighth's fee* を有し、その収入は三八五ポンド (Pipe Roll 25 Henry II, p. 15, 90, 109-110.) De Vesci 家では *knighth's fee* (in capite) 七一 *knighth's fee* (as mesne lords) 計四九、収入は三八七ポンド (Pipe Roll, 33-34 Henry II.) Dunster の領主 *moion* 家は、五〇 *knighth's fee* を有し、収入は約五〇ポンド。(七 *knighth's fee* しか有しなす William Blundus によればポンド多量のみ) (Pipe Rolls, 25-30, Henry II.) (Pipe Roll, 23 Henry II.) (Studies, p. 173)。
- (2) これらの諸例は S. Painter によつて、  
 ① *Strigull* 及び *Rotuli de dominibus et pueris et puellis.* (Pipe Roll Society. XXXV.), Pipe Roll. 31 Henry II. p. 8-10. *Calendar of Patent Rolls. 1364-7. p. 153-175.*  
 ② Berkeley 及び Pipe Roll 31 Henry I. p. 133. *Calendar of Inquisition Post Mortem. II. p. 380-381. Pipe Roll. 6 Henry I. p. 3. Pipe Roll 7,*

Richard I. p. 55-56.

II. p. 218. Book of Fees. I. p. 153-197.

⑤ Redbone 及び Rotuli de Dominibus et Pueris et Puellis” p. 7. Curia Regis Rolls.

によつて彼が計算したものである。

## 八

かかる性格をもつた Magna Carta について又別の視点からの考察を加えて、この小論を終りたい。それは、均しく「封建制度」の諸原則の国王による確認を表示したものである一一一〇年 Henry I の戴冠式に際して彼が発した Coronation Charter との比較であろう。

第一に注意されるべきことは、Henry I の Coronation Charter が、その発布後も殆んど訟訴事件に於いて被告・原告の権利の根拠として引用されることがなかつたのに対して、Magna Carta は一二二五年の再確認の後、盛に法廷で権利の根拠を明らかならしめるために引用されている。例えば、Earl of Chester, John は一二三六年に国王裁判所に於いてこの Magna Carta を主張の根拠としているが如く、その事例は枚挙する必要がない。<sup>(1)</sup>

このように同じく封建制度の運用の諸定則を定めながら何故にそのような差異が生じているのかは、この両者の「封」の授受関係によつて形成されるに nexus に対する「在り方」の差異によるものであり、又、同時に、この二つの文書の成立した夫々の時期に於ける政治社会の構造の変化によるものである。<sup>(2)</sup> 即ち Henry I の Coronation Charter は、「封建」諸原則について、その内在的な原則の自然的な作用をそのまま認めているにすぎない。このことをもつと正確に示すには次の一つの実例を呈示すれば充分であろう。即ち、両者に均しく規定する条項の見られる relief について見

て見よう。Henry I の Coronation Charter に於いては、*「余の barons, earls 或は余より下封せられた者の何人が死亡した時、彼の後継者は余の兄弟の治世に於けるが如くその土地を恢復 (redimet) することは許されない、しかし、正当にして適法な relief の支払いによつてその土地を安堵 (relevabit) するべきものとする。更に、同様に、余の baron の封臣も、正当にして適法な relief の支払いによつて封主から土地を安堵すべきものとする」*(第二条)とあり、Magna Carta の relief の規定が、*barony の相続の場合には £100、Knight's fee の場合には、100s. と金額を規定しているのは著しい相違がある。これは正に Henry I 治下に於いては、「封」授受に基く nexus が尚十分に社会の規制力としての効果を有し、この「封建関係」そのものの自然的な作用によつて国家の基盤となし得たのに反し、既に Magna Carta の時代にはそれとの乖離が生じたことを示すものと認め得ようか。こした意味に於いては、Magna Carta に於いて表明されている所謂「封建」諸原則なるものは、その内容に立入つて言えば、極めて人為的色彩の強いものであつて、Holt の言う「国王の一つの政治的 propaganda」との評言も、ある一面も充分に言い表わしているとも言えよう。即ちそれは国王の時代的必要に応じての諸政策と、barons の既得権擁護との間の一つの妥協として生じた一つの人為的構成物であつた。そこに又、新たに単なる「封建秩序」を超えて、王権の下に形成されつつある the Community of Realm の基本的原則となり得る契機もあつたのであろう。<sup>(3)</sup>*

更に又、Magna Carta 或は一三世紀に認められる「法思想」の変化を通じて、興味ある傾向を見出すことが出来る。もともと *ius* なる言葉は、*libertas* なる言葉と並んで、慣習上認められているか (*ius*)、或は特定の特許状によつて与えられたか (*libertas*)、いづれにせよ、個々の権利を意味していた。この意味での *ius* と *libertas* の意味は Magna Carta に於いても見出される。例えば Magna Carta 第五二条に「……合法的装判なしに余によつて土地もしくは城

の占有を奪われ、特許 (libertas) 或は権利 (jus) を奪われる者あれば」とあるのが、その一つの例である。これと並んで Glanvill<sup>(4)</sup> にも見られるが如き、*iura regni, ius et consuetudo regni* とか或は単に *jus* とかで、王国の法全体を意味する用法である。この二つの用法が一三世紀には並存していた。

そもそも、一二世紀までは国王の権利とは、極めて国王の個人として有する権利を意味していた。

扱、しかし、三世紀のイングランドに於いては、諸々の傾向の国家或は法に関する思想が流れあつて来た。その一つは、封主の封臣に対する義務と封臣の助言による統治と言う伝統的に封建的な思想、又一方では、ローマ法に発する国家全体の福祉の体現として国王の超越的性格を説く主張、又前二者よりも更に古い「法」を *community* の意志の表示とする考え方がこれであつた。又それと並んで、教会に発する国王権の *officium* としての觀念が次第に強く打出されて来てもいる。<sup>(5)</sup> 一三世紀初頭の一作者の手になる *Leges Edwardi Confessori* なる編纂物に「国王は、全ての土地・大諸領、この王国の王位の、全ての権威と権利を、その完全性に於いて又何等損傷することなく、完全に維持し、保全すべきであり、又、全ての力をもつて、失われ散逸した国王の諸権利を旧のあるべき状態に恢復するべき権利がある」<sup>(6)</sup> (II. IA. 2) とあり又、数行置いて、「国王は神の最高の代理者であつて、その権力は神の教会と神の民の保護のためのものであつて、その権力の行使は一定の限界があるべきことを説いている。<sup>(7)</sup> ここには、国王の地位、権限に対するより高次の觀念を認め得るし、又、Bracton が国王と法について有名な「国王は法の下に在ると同時に法の下にある」という言葉ののこしているのも、このような事情を反映したものであつたかも知れない。<sup>(8)</sup> そしてこの後者の觀念からは、*communum utilitati totius regni* を代表するものとして、キリスト教的な職分觀の謂わば世俗化によつて、所謂 *Communality of Realm* の生長としての王権の *justification* が生れて来ることについては、既に Kantrowitz. の著名な論文

「Pro patria mori in Mediaeval Political Thought」(A. H. R. LXI (1951) pp. 472-92)などに詳しく述べられていること故、ここに再説する必要はないであろう。<sup>(9)</sup>

こうした背景に於いては、Holtの指適するように例えばLeges Henrici Primi 10. 10. 1.に「これらがイングランドの国王がこの地に於いて唯一人全てのものの上に有する権利である」と言う国王のpersonalな権利としての国王の権利の觀念から国家の公的な支配者としての国王職にまつわる権利としての*iura coronae*と言う觀念が生じ、更にこの*iura coronae*は、単なる国王の個人としての権利ではなく、一つの公的共同体の首長たるその資格に於いてその職務に結付く諸権利であるが故に、その国王の諸権利は、共同体全体の秩序をも意味することになり、ここに*iura*なる觀念に「国家の法」という一つの新しい意味が生じ更には王国の人々全体の権利という觀念も生れたと見ることも不可能ではないであろう。<sup>(10)</sup>

そしてこの過程は又baron達のAnjou王朝の攻撃にいつても辿ることが出来る、即ちGervase of Canterburyによれば、一二〇五年に彼等は国王をして彼等の助言によつて*iura regni*を維持することを誓わせられたと言われている。一二一三年に、既に彼等は彼等自身の権利と特権を古来の慣習によつて保証される王国の権利と特権として考えるに至つた。こうした高次の主張への昇華がいかなる影響によつて可能となつたかについてはLane Pooleの如く国王とそれを取巻く側近の側の力によつてなのか、或は伝統的解釈によつてStephen Langtonを代表とする教会によるものか、Powickeの如く行政、司法の実践活動を通じてbaron及びその陣営の人々が自然のうちに体得したものであつたのかは、ここでは決定する必要はなからう。要するに一三世紀初頭にかかる精神的風土が生じていたことを指摘して置けば充分であろう。

この思想と現実の Magna Carta とを対比検討して見ることは重要であるが、それは又機会を見て行うとして baron の間に、彼等固有の権利のみではなく、一つの Community のその擁護の主張が芽生えていることは、極めて注目すべきことと言わなければならない。要するに、封建関係の nexus の弱体化に伴って、一つの新しい体制の形成が王権の元に形式されつつあつたこと、そしてこの新しい体制の指導原理として、ローマ法、より正確にはローマ法的教会的な、新しい原理（その端的な例が国王職分観である）が現はれて来たこと、又この新体制の中心機関としてやがて Parliament が登場して来ることになるのである。

註

- (1) Holt がしばしば主張する所である。例えば Holt, "Rights and Liberties in Magna Carta." (Album Helen Cam. Paris. 1960). p. 57—58°
- (2) Holt の再三主張している所である。例えば、前掲書 p. 56—59°
- (3) Magna Carta がかくてこの後のイングランドの封建国家に於いて、基本的原則となり得たのは、直接的 Henry III による確認、又その後の内乱の時に叛徒たる baron の根拠として利用されたこと、によるのである。それが一二一五年に制定せられたまゝにその時期に於いては、Holt の言葉によれば「psendopax とも確立することは出来なかつた」のである。
- (4) Leges. (ed. Woodbine). p. 24. 59. 81. 95.
- (5) この最後の点については P. N. Riesenburger. Inalienability of Sovereignty in Mediaeval Political Thought. (Columbia. 1956.) p. 98 以下、など詳しく、尚、拙稿「Edward II の戴冠式誓約を中心とした中世イギリス王権観の一考察」(法學研究、三六の二)も一部はこの問題と関聯している。
- (6) Debeet vero de jure rex omnes terras et honores, omnes dignitates et iura et libertates cor-nae regni huius in integium cum omni integritate et sine diminutione observare et defendere, dispersa et dilapidata et omnia regni iura in pristinum statum et debitum viribus



omnibus revocare. (Liebermann. Gesetz. I. p. 635.)

(7) Rex... vicarius summi Regis est. ad hoc est consti utus, ut regnum terrenum et populum Domini et super omnia sactam Eius veneretur ecclesiam earegat et ab iniuriosis defendat et maleficos ab e. euellat et destruat et penitus disperdat. (同右)

(8) ① Leges Edwardi Confessori に於ては、① 法・正義と恣意 (voluntas) 実力との対比がなされてゐること、② 国王の職務について、課税と勤務の徴収について特に留意されてゐること、③ 王国の問題の決定について、有力者の発言を重視すべきこと、④ 慣習を維持すべきことが、述べられてゐることが注意されよう。尚又、Jon王時代の「僭主的」行為に対する国民 (即ち baron 層の) 反抗の論拠としては、「慣習」が引合ひに出された。特に Henry II 以前の Leges Henri Primi や所謂 Edward the Confessor 時代の慣習と考えられたものが根拠とされた。このことは、Hery II 以来の Angevin Kinship を否定することと、「慣習」によつて拘束される国王、国王の個人的な権利としての王権、慣習の大系としての

①の組織としての国民とつた観念が芽生えて来  
る。

(9) H. G. Richardson; "The Coronation in Medieval England", (Traditio. 1960). pp. 111-202. Ludwig Ehrlich; Proceedings against the Crown. (Oxford.) p. 11. P. N. Riesenber; Inalienability of Sovereignty in Mediaeval Political Thought. (Columbia Univ. 1956). E. Kantorowicz; Kings Two Bodies. (Princeton. 19659) 以下等も見られた。

(10) Holt. はこの jura coronae から jura regni への転換を示すものとして次のように述べてゐる。「iura coronae の内には正義を行ふことも含まれてゐた。王権の権利の観念は速かに Glanville の王国の法の法の観念に移行した。iura coronae とは単なる権利ではなかつたそれは、国王個人の利益に於いてではなく彼の職務の故に国王が行わざるを得ない諸義務でもあった。Innocent III は、Magna Carta が ius Regalis を傷け、イングランド国民の利益を損い国王の権利と名譽をけがすが故に無効としてゐる。フランスの Louis は、国王 John が「イングランドの教会と国王の慣習と権利」とを保全し得なかつたとして

非難している。この最後の立場に於いて、我々は王位の権利から、王国の法としての *iura regni* の觀念を経て、王国の諸権利としての *iura regni* にと移行するのである。」(p. 65.)

補註

Norman Conquest 後、イングランドに封建制が伝へられた直後に於いては、封主が封臣に与へた土地を理由なく、没收し得なかつた理由は、「封主」「封臣」間の「封建的人的關係」にあつたものと思われる。この意味で、*Glanvill vii, 1*, に見られる記述は極めて興味がある。

*Glanvill* の記述は以下のように整理されよう、即ち A、B、C の三人の男子をもつ父 (F) がある。A の同意を得て、F は B に下封し、B から諸義務を受けた。しかし B は子なくして、F、A、C、を残して先に死亡した。この時、B に下封した封土は誰に帰属するかと言う問題に対する彼の見解である。*Glanvill* は、A、C、何れが優越するからについては、*Glanvill* は確信がなかつたらしいが、F の手にその封土が戻らないことには確信をもつていた。それは F が B から *homage* を受けていた (*Glanvill* の言葉によれば、「lord と heir とになることは出来ないから」か

*Magna Carta* をめぐる二三の問題 (下)

らであつた。即ち *homage* は、F に相続権を奪つてゐるのである。

これは、*Glanvill* に於いて、より古い時代の法意識がはからずも姿を見せているものと思われる。

(Thorne, 前掲論文, p. 203)

附表 (Ely 修道院領に於ける例)

Date	Demesne	the bishop	Lord	Two Mesl Lord
1086	10	5	6	—
1212	—	13	7	1
1250-79	—	10	30	2

(E. Miller. *The Abbey and Bishopric of Ely.* (Cambridge, 1951), p. 187.)

(昭和三十七年度文部省総合研究費による研究の一部である。本年度「社会経済史学会大会に於ける発表」に加筆訂正したのである。尚、都立大藤田重行教授の御示教に感謝の意を表したい。)